

第 2 7 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第 27 回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和 8 年 6 月 19 日（金）午後 1 時 30 分～午後 2 時 20 分

2 開催場所 小野市役所 2 階 会議室 2-1・2-2

3 出席委員 （農業委員 8 名）

1 : 池澤 弘子	2 : 住本 昌彦
3 : 岸本 富生	4 : 住本 浩也
5 : 稲田 保	6 : 山田 英俊
7 : 中尾 正美	8 : 服部 正代

（農地利用最適化推進委員 15 名）

9 : 大谷 敏行	10 : 田中 勝
11 : 藤原 三男	12 : 井上 勝秀
13 : 藤原 一男	14 : 井上 秀隆
15 : 増田 種正	16 : 林 茂雄
17 : 大島 育雄	18 : 西山 彰彦
19 : 横山 和行	20 : 片山 嘉彦
21 : 中村 富昭	22 : 松尾 信行
23 : 永井 達郎	

4 欠席委員 （農業委員 2 名）

7 : 中尾 正美	4 : 住本 浩也
-----------	-----------

（農地利用最適化推進委員 0 名）

5 議事に関係した事務局職員

事務局長	印田 裕
事務局	河嶋 雅浩

6 会議に付した事件

議事

議案第 144 号	農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について
議案第 145 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達について
議案第 146 号	農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）

報告事項

- 報告 1 各種証明書 の 交付
- 報告 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行令第 1 0 条第 1 項の規定による届出の受理
- 報告 3 農地法第 1 8 条第 6 項及び同法施行規則第 6 8 条の規定による小作の解約通知の受理
- 報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

【 開 会 】

○議長 開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

みなさん、こんにちは。

まず初めに、ご存じのとおり中尾会長が事情により欠席されたことに伴い、小野市農業委員会規程第2条第5項に基づき、会長の職務代理者として、議席番号5番の稲田が担当させていただきますことをご了承ください。

なにとぞ、議長の職は不慣れなものですので、皆様のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、話は変わりますが、今月初めに中尾会長の代理として、東京都に出張し、「令和8年度 全国農業委員会会長大会」に参加してまいりました。

全国の農業委員会会長大会ですので、全国の各市町村に農業委員会がありますので、兵庫県では約30の市町、全国では900くらいの市町村の出席で、2人ずつの出席としますと、約1,800人が、後樂園の横にある文京シビックホールで開催されました。

大会の詳細は割愛しますが、地域計画の改善や中間管理事業のブラッシュアップなどの話があり、各地方の委員からも意見が出ましたが、議案の中で消化しながら確認したところです。大会終了後、各市町村の出身の議員の議員会館に行き、北播については5市1町12名で地元選出議員のところに行き、報告や要請を行って来ました。今年は、農業水産委員長をされているので、農業については勉強されており、農業委員会としては助かる役職に就いてもらっております。以上で、大会参加の報告とさせていただきます。

台風第6号の直撃日で、飛行機や在来線が止まっておりましたが、新幹線は遅れることなく、帰りは快晴の中、帰ってこられました。

なお、全国農業新聞表彰部門においては、皆様の新聞普及活動へのご尽力を賜りました結果、「全国農業新聞優秀農業委員会・団体等表彰」で小野市は兵庫県下で受賞した高砂市、伊丹市、西脇市とともに4市の中の1つに入ったことを申し添えておきます。

さて、本日、第27回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしく願いいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第3条の許可、第5条の許可申請に対する進達、農地利用集積計画等促進計画に係る意見についての審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき、議席番号・氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただいまから第27回小野市農業委員会を開会いたします。
(議長着席)

○議長 まず、最初にご報告申し上げます。
7番：中尾 正美委員、4番：住本 浩也委員の2名から本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたのでご報告申し上げます。

○議長 次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。
このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号
8番 服部 正代 委員、
1番 池澤 弘子 委員
をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

(農地法3条関係)

○議長 議案、第144号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局 議案書の1ページをお願いします。

(印田) 議案第144号

「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和8年6月19日提出

小野市農業委員会 会長 中尾正美

詳細は、2ページの3件になります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 議案第144号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番、○○が、1番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、1ページから2ページをご覧ください。

申請人：譲受人 船木町○○ ○○ ○○、譲渡人 ○○町○○ ○ ○○ ○○

申請地：所在地 船木町字○○○○○○○○○ 地目田 面積○㎡
自作地、所在地 船木町字○○○○○○○○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、合計2筆、合計面積○○㎡、適用として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の○○○○さんは田んぼを一切されておらず、小さな農地は譲受人の○○○○さんの家に囲まれたような位置にあり、以前から○○さんがされていました。○○○○さんは畑を1枚されていて、この申請地の2筆については何十年来家のそばで管理されており、

今回やっと手続きすることとなりました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 1 番について、説明は終わりました。1 番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1 番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1 番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番、○○が、2 番について説明いたします。
議案書の2 ページ、参考資料の3 ページから4 ページをご覧ください。

申請人：譲受人 敷地町○○○○ ○○○ ○、譲渡人 久保木町○○○ ○○○ ○

申請地：所在地 久保木町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡
自作地、所在地 久保木町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、合計2 筆、合計面積○○㎡、適用として、売買による所有権移転であります。

○○○○さんと○○○○さんは親子の関係で○さんが長男ということですが。本来なら相続で引き受けるところですが、お互いに商売をされていて、このような売買の形をとったということです。

○さんは農地の管理をし、農業を始めるとのことで何ら問題ないと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 2 番について、説明は終わりました。2 番についてご質問、ご意見は、ございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。
 (異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案、第144号 農地法第3条関係では、申請件数3件、うち許可件数3件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案、第145号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局 議案書3ページをお願いします。

(印田) 議案第145号

 「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について」
 別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

 令和8年6月19日提出

 小野市農業委員会 会長 中尾正美

 詳細は、4ページの2件になります。

 ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 議案、第145号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

 該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

 議案書の4ページ、参考資料の9ページから10ページをご覧ください。

 申請人：譲受人 三木市別所町○○○○○○○○ (株)○○○○ 代表取締役 ○○○○○○、譲渡人 上本町○○ ○○ ○○

申請地:所在地 船木町字〇〇〇 地目田 面積〇㎡ 自作地、合計 1 筆、合計面積〇㎡、適用として、売買による所有権移転、露天駐車場の一部、普通自動車 1 台（第 1 種農地）であります。

ガソリンスタンドの跡地を今回〇〇〇〇〇〇〇が購入され、その隣の空き地があり、ここも併せて今回購入されることとなりました。〇〇〇〇さんが 1 筋だけ畑をされていましたが、もう畑ができないとのことです。町の方の話では駐車場にするとのことです、今日の立会でも幅 1 メートルくらいで横に水路が走っており、現況は草が生えている状態で、他には影響がなく、転用により水路管理ができるようになり、また、車の部品を置くだけで、油の流出などはないとのことです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番、〇〇が、1 番の現地調査報告をいたします。
ただいま、地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が宅地、西側が水路、南側が水路、北側が宅地となっております。
従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長 1 番について、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1 番については進達することに決定して、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1 番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2番について説明いたします。
議案書4ページ、参考資料の11ページから12ページをご覧ください。

申請人：借人 三木市緑が丘町○○○○○○○○ ○○○○○○○○
○ ○○ ○○、○○ ○○○、貸人 広渡町○ ○○ ○

申請地：所在地 広渡町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、
合計1筆、合計面積○○㎡、適用として、地縁者住宅として使用貸
借権設定、木造2階建1棟、1階 76.18㎡、2階 45.54㎡であります。

○○さんと○○さんの関係ですが、○○○○○さんが娘になり、
このたび、緑が丘の方から親元の方に引っ越しすることとなり、今
回、使用貸借権の設定により譲るということになりました。

参考資料の11ページに申請地となっていますが、申請地には家
が少し入っていますが、銀行の方も了解ができており、今回申請と
なっています。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番、○○が、2番の現地調査報告をいたします。
ただいま、地元委員から詳しく説明がありましたとおりでござい
ます。

相隣関係としましては、東側が畑、公衆用道路、西側が道路、南
側が宅地、北側が道路となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良
区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があ
れば良いかと思います。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、
土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 2番について、説明が終わりました。必要書類は、提出されてお
ります。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達することに決定して、ご異議ございませんか。
 (異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案 第145号 農地法第5条関係では、申請件数2件、うち進達件数2件により審議は終了いたしました。

(休憩)

○議長 ここで、14時10分まで休憩いたします。

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。

(農用地利用集積等促進計画に係る意見)

○議長 議案第146号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

○産業創造課 地域振興部産業創造課の〇〇と申します。本日は小野市からの議案として第146号をご審議いただくことになります。
 どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案、第146号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局
(印田) 議案書5ページをお願いします。
 議案第146号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権)」

 農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。

 令和8年6月19日提出

 小野市農業委員会 会長 中尾正美

 6ページをお願いします。

 市長部局より、令和8年5月28日付けで、意見を求められています。

7 ページから 10 ページまでが、「農用地利用集積等促進計画」となっております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長

議案、第 146 号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課

議案第 146 号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」の提案説明をいたします。

議案資料は 6 ページから 10 ページまでとなり、別途、配布しております対象農地位置図と一緒にご覧いただき、ご審議の程お願いいたします。

いずれも、農地中間管理権による分であります。今回の農用地の利用集積促進計画の概要を申しますと、使用貸借権の設定のみで、件数は 1 件となります。

それでは、ご説明いたします。

・議案資料 9 ページをご覧ください。

・今回は、使用貸借権の設定 1 件のみであります。場所は、菅田町の農地でありまして、1 筆、面積にして 3, 831 m²を、同町を拠点に水稻を中心に営農を展開する井上始氏に集積をしようとするものであります。

集積する農地の所有者は 8 ページの 1 番の方となります。

農地の所在ですが、別添の 1 枚ものの位置図をご参照願います。

貸借期間は本年 8 月からの 10 年間となっております。

以上をもちまして、議案第 146 号の提案説明をおわります。

○議長

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長

ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 以上、議案、第146号「農用地利用集積等促進計画に係る意見
について（農地中間管理権）」に関する審議は終了いたしました。

（報告事項）

○議長 次に、報告事項に移ります。
報告事項1から4を一括して事務局から説明いたします。

○事務局 11ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

（証明期間 令和8年5月1日～令和8年5月31日）

令和8年6月19日 小野市農業委員会 会長 中尾 正美

（1）農家証明 番号1

住所 加古川市加古川町〇〇〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇 使用
目的 農業用倉庫

農家証明につきましては、合計2件、使用目的は全て農業用倉庫
の申請です。

（2）耕作証明 番号1

住所 広渡町〇〇 氏名 〇〇 〇〇 使用目的 軽油免税申請

耕作証明につきましては、合計10件、使用目的は軽油減免申請
及び農振除外申請、3条耕作証明です。

○事務局 引き続きまして、12ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法施行令第10条第1項の規定による届出を受
理したので報告する。

（受理期間 令和8年5月1日～令和8年5月31日）

令和8年6月19日 小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出者 譲受人 明石市山下町〇〇〇〇〇〇〇〇〇（株）〇
〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇、譲渡人 天神町〇〇
（持分4分の2）〇〇 〇〇 天神町〇〇〇（持分4分の1）〇〇
〇 姫路市大塩町〇〇〇（持分4分の1）〇〇 〇〇〇、物件の表
示 所在地 天神町字〇〇〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡、適用と

いたしまして、令和8年5月11日受理、所有権移転、住宅用地、合計1件、1筆、〇〇㎡であります。

○事務局

引き続きまして、13ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間令和8年5月1日～令和8年5月31日)

令和8年6月19日 小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出人 貸人 市場町〇〇〇 〇〇 〇〇、借人 加古川市志方町〇〇〇〇〇 〇〇〇〇相続人代表 〇〇 〇〇〇、物件の表示 所在地 市場町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡、適用といたしまして、令和8年5月27日受理、残存小作 賃借権の合意解約です。合計1件、1筆、〇〇㎡であります。

○事務局

引き続きまして、14ページをご覧ください。

報告4

下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間令和8年5月1日～令和8年5月31日)

令和8年6月19日 小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出者

譲受人(相続人) 大阪市鶴見区〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇

譲渡人(被相続人) 大阪市鶴見区〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇

物件の表示 所在地 浄谷町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡、浄谷町字〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡、浄谷町字寺山〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡、浄谷町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡、浄谷町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡、浄谷町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡(持分4分の1)、合計6筆、合計面積〇〇〇㎡、適用として、相続による所有権取得、令和8年5月11日受理。

以下、記載のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届け出は、合計4件、22筆、〇〇〇〇㎡でした。

以上で、報告事項を終わります。

○議長 報告 1 から 4 について、事務局から説明が終わりました。
ただいまの報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有が
とうございました。

これをもちまして、第 2 7 回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第 3 3 条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和 8 年 6 月 2 8 日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員 5 番

議事録署名委員 6 番